

「河川水質環境基準に係る類型指定（案）」に対する 府民意見等の募集結果について

第9回水質部会においてとりまとめいただいた「河川水質環境基準に係る類型指定（案）」について、平成28年8月10日から9月8日まで府民意見等を募集したところ、個人2名から計2件の意見をいただいた。

今後、水質部会として意見に対する見解を示していただくにあたり、これまでの水質部会での検討内容等を踏まえ事務局が今回改めて整理した事項等を以下に示す。なお、意見の概要は趣旨を損なわない範囲で一部要約している。

1. 水無瀬川について（個人1名から1件の意見）

（1）意見の概要

水無瀬川については大阪府を代表するトップランナーとして上位類型を目指すべきです。

（2）整理にあたってのポイント

- 意見は、水無瀬川の類型を現行のA類型から上位類型のAA類型を目指すべきとの内容。
- このため、今回の類型指定の見直しの基本的考え方に示されたAA類型指定の考え方に沿って、水無瀬川の状況を整理。

（3）整理した事項

①AA類型指定の考え方

- ・今回の類型指定の見直しでは、平成26年度にA類型の環境基準達成率が100%となったことを踏まえ、A類型の水域であって、AA類型の水質を十分に満たし、自然探勝の場としての利用がなされている水域について類型改定の検討を行った。水質の状況、水域の利用形態、発生源の状況等を詳細に検証し、これまで大阪府内で指定のなかったAA類型を初めて指定することとしたものである。

②水無瀬川の概要

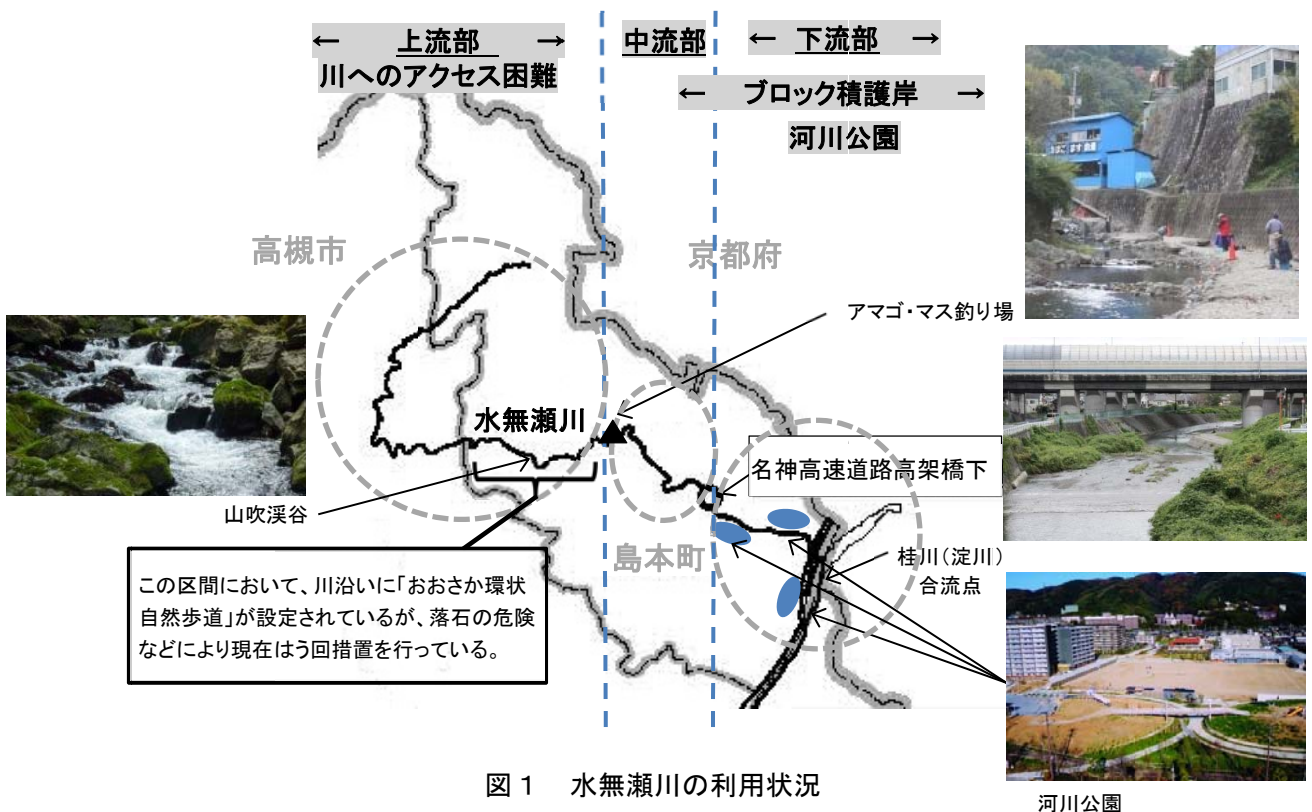
- ・水無瀬川は高槻市及び島本町を流れる淀川水系の一級河川であり、流路延長は約11.1kmである。名神高速道路との交差部から上流はV字渓谷をなす山間部を流下している。下流は市街地を流れ、桂川に合流する。島本町の大沢地区特設水道への取水が行われており上水道水源水域である。
- ・BOD等5項目について平成3年度に全域をA類型に指定しており、環境基準点は名神高速道路高架下である。また、水生生物の保全等に関する3項目について平成21年度に生物A類型に指定している。

③水質等の状況

- ・平成16年度から平成27年度までのBOD75%値は報告下限値未満から1.0mg/Lであり、上位類型であるAA類型の環境基準値を下回っている。BOD年平均値は0.5mg/Lから1.0mg/Lである。
- ・水生生物については、生物B類型相当の魚種であるナマズのほか、カワムツ、カワヨシノボリなどの魚種が確認されている。

④水無瀬川の利用状況

- ・図1に示すとおり、上流部は渓谷となっており、一部区間において川沿いに「おおさか環状自然歩道」が大阪府により設定されているが、落石の危険などにより現在はいく回措置を行っており、自然探勝を目的とした川へのアクセスが困難である。
- ・中流部から下流部にかけての河岸はブロック積護岸で構成されており、中流部には漁業組合が運営するアマゴ・マス釣り場、下流部には河川公園など、親水利用を目的とした人工的な施設が整備されている。
- ・以上から、現時点では、水無瀬川において自然探勝の場としての利用がなされているとは判断できない。



2. 芥川について（個人1名から1件の意見）

（1）意見の概要

芥川(1)をAA類型に改定することは、より厳しい基準値を設定する野心的な取り組みと思います。

ただし、環境基準値を厳しく設定するということは水質保全にかかるコストが増すことを意味すると思います。

芥川上流には集落や採石場もある環境です。そうしたところでAA類型の環境基準値（BOD1mg/L以下、大腸菌群数50MPN/100mL以下）を保つことが果たして現実的なのか少し疑問を感じます。

（2）整理にあたってのポイント

○意見は、芥川(1)のAA類型への改定について、「野心的な取り組みである」とする一方で、上流域にBOD汚濁負荷の発生源が存在する中、より厳しい環境基準値を満足するためには、コストの増大を招くとの懸念を示す内容。

○このため、芥川(1)のBOD濃度の状況、BOD汚濁負荷の状況について改めて整理。

○また、今回の見直しにあたっての大腸菌群数についての考え方を改めて整理。

（3）整理した事項

①AA類型指定の考え方

- ・1.（3）①に前掲のとおり。

②水質等の状況

（BOD）

- ・第8回及び第9回水質部会資料でお示ししたとおり、BOD75%値は平成18年度以降連続してAA類型の環境基準値を十分下回っている。

（汚濁負荷量）

- ・芥川(1)の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計結果は、第9回水質部会資料でお示ししたとおりであり、汚濁源の種別のうち、生活系には上流域の集落からの汚濁負荷量が含まれており、また、産業系には上流域に所在する採石場（1事業場）からの負荷量が含まれている。
- ・表1に示すとおり、平成26年度の推計結果は全体で44.4kg/日であり、そのうち生活系及び産業系からの負荷量はそれぞれ3.3kg/日、2.7kg/日にとどまり、汚濁負荷のインパクトは小さい。また、負荷変動の状況及び今後の見通しについて検討を行った結果、各種発生源からの負荷について将来的に大きな変化はないと見込まれる。

表1 芥川(1)の流域におけるBOD汚濁負荷量の推計結果（平成26年度）

汚濁源の種別	生活系	産業系	その他	合計
BOD汚濁負荷量 (kg/日)	3.3	2.7	38.4	44.4

- ・以上のことから、水質保全のための新たなコストを生じさせることはないと考えられる。

(大腸菌群数)

- ・第8回水質部会資料でお示したとおり、平成26年度は、府内の大腸菌群数の測定を行っている芥川(1)の塚脇橋を含むA、B類型のほとんどの地点で環境基準値を超過する値がみられた。また、図2に示すとおり大腸菌群数とBODの間には明らかな相関性はみられなかった。

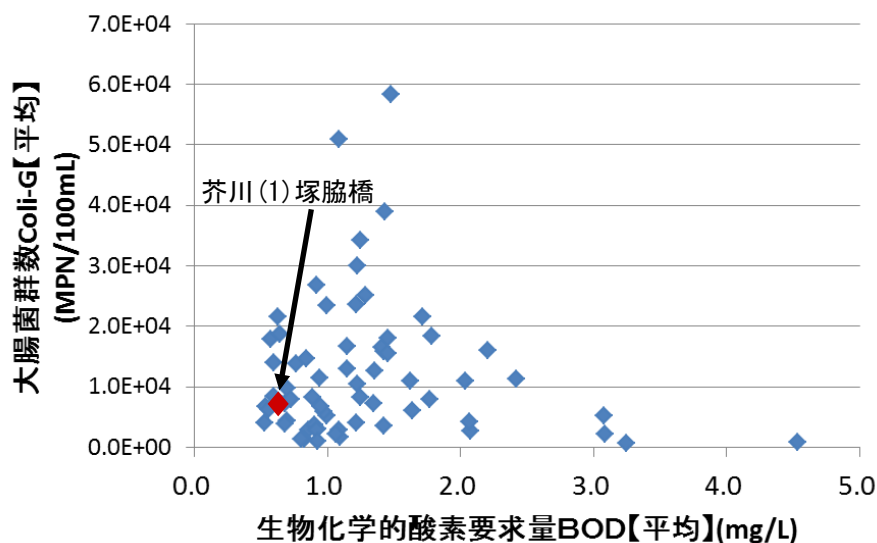


図2 全水系における大腸菌群数とBODの
散布図(年平均)(平成26年度)

- ・大腸菌群数について、国の検討会(今後の水環境保全に関する検討会「今後の水環境保全の在り方について(取りまとめ)」:平成23年3月)においては、『『ふん便汚染が想定されない山間部の河川等においても基準値を大きく上回る大腸菌群数が測定されるなど指標性に乏しい』との指摘があることから、大腸菌群数に代わる指標として大腸菌等に関する基準を検討すべき』とされている。
- ・このため、今回の類型指定にあたっての基本的考え方においては、大腸菌群数は「類型指定にあたって検討する項目とはせず、引き続き個別に水質の状況を監視していくべきものと考えられる。」としている。
- ・なお参考に全国の状況については、「平成26年度公共用水域水質測定結果(平成27年12月 環境省水・大気環境局)」によると、平成26年度は、全国のAA類型指定水域における大腸菌群数の総検体数4,507検体のうち、83.5%にあたる3,763検体が環境基準値を超過している。

ページの先頭です。

[タイトルへ移動](#)



検索

ページの探し方 ▶ カテゴリから探す ▶ 府庁の組織から探す

文字サイズ: 縮小 標準 拡大

トップ [くらし・住まい
まちづくり](#) [人権・男女
共同参画](#) [福祉・
子育て](#) [教育・学校・
青少年](#) [健康・医療](#) [商工・労働](#) [環境・
リサイクル](#) [農林・
水産業](#) [都市魅力・
観光・文化](#) 都市計画 防災・安全 府政運営

[はじめての方へ](#)
[サイトマップ](#)

[ホーム](#) > [環境・エネルギー](#) > [生活環境保全](#) > [パブリックコメント手続・意見募集](#) > 「河川水質環境基準に係る類型指定(案)」に対する府民意見等の募集について

「河川水質環境基準に係る類型指定(案)」に対する府民意見等の募集について

更新日: 平成28年8月10日

河川水質環境基準については、水域の利用目的に対応して、「生物学的酸素要求量(BOD)等」と「水生生物の保全に関する項目」ごとに複数の類型が設けられています。この類型は、水域ごとに都道府県知事が指定(県際水域は国が指定)することとされ、また、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化に応じて適宜見直すこととされています。

大阪府環境審議会水質部会では、府から、河川水質環境基準に係る類型指定についての諮問を受け、水域の利用状況や水質の状況等を踏まえて審議を行い、このほど類型指定の案を作成しました。

この案では、近年水質の向上が図られている8水域を、より上位の類型に見直すこととし、そのうち特に水質が良好で自然探勝の場として活用されている芥川など3水域は、大阪府では初となるAA類型(良好な水質の水域として全国的に知られている高知県の四方十川などが指定されています。)とすることが適当であるとしています。

つきましては、「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、府民の皆様からのご意見・ご提言等を募集します。

1 意見募集の対象項目

[河川水質環境基準に係る類型指定\(案\) \[Wordファイル/47KB\]](#)
[河川水質環境基準に係る類型指定\(案\) \[PDFファイル/306KB\]](#)

[【参考資料】現在の類型指定の状況及び生活環境の保全に関する環境基準\(河川\) \[Wordファイル/409KB\]](#)
[【参考資料】現在の類型指定の状況及び生活環境の保全に関する環境基準\(河川\) \[PDFファイル/536KB\]](#)

大阪府環境審議会水質部会の資料等は[こちら](#)

2 募集期間

平成28年8月10日(水曜日)14時から平成28年9月8日(木曜日)24時まで
※郵送の場合は、平成28年9月8日(木曜日)の消印有効です。

3 提出方法

インターネット(電子申請)の場合

大阪府インターネット申請・申込みシステムからご提出ください。
[電子申請はこちら\(外部サイト\)](#)

郵便またはファクシミリの場合

別添の「意見提出用紙」により、下記までご提出ください。

○ 様式
[意見提出用紙 \[Wordファイル/45KB\]](#)
[意見提出用紙 \[PDFファイル/97KB\]](#)

○ 提出先
《郵便の場合》
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府環境審議会水質部会事務局 あて
(大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 環境計画グループ)

《ファクシミリの場合》
06-6210-9575
大阪府環境審議会水質部会事務局 あて
(大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 環境計画グループ)

※障がいがある方などで、上記方法による意見提出が困難な場合は、個別にお問い合わせください。

4 閲覧方法

・大阪府ホームページでの公表
・府政情報センター(府庁本館1階)での開架
・大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課(大阪府咲洲庁舎21階)での開架

5 留意事項

- ・個人で提出していただく場合は、住所・氏名を、団体・グループで提出していただく場合は、団体・グループ名称及び所在地を必ず記載してください。これらの記載がないものについては、受付できませんのでご注意ください。
- ・提出された意見の内容を確認させていただく場合があります。氏名・電話番号等の連絡先の記載をお願いしています。
- ・氏名・住所等の連絡先につきましては、他の目的に利用・提供しないとともに適正に管理し、いただいた個人情報は公表しません。
- ・ご意見等の内容については、原則として公表します。公表を希望しない場合は、「意見提出用紙」にその旨を記載してください。ただし、その場合には、ご意見等に対する水質部会の考え方をお示しできないことがあります。
- ・ご意見等は、日本語での提出をお願いします。

6 提出いただいたご意見等の取扱い

- ・いただいたご意見等は、「河川水質環境基準に係る類型指定」の審議の参考とさせていただきます。
- ・いただいたご意見等の概要と、それに対する水質部会の考え方等については、大阪府ホームページ等により、一定期間公表します。ただし、類似のご意見等は適宜整理の上、まとめて公表することがあります。
- ・ご意見等の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。
- ・賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの等については、水質部会の考え方をお示しできないことがあります。
- ・また、本意見募集と関係のないご意見等については、公表しないことがあります。
- ・ご意見等を提出された方に、個別に水質部会の考え方をお答えいたしません。

7 問い合わせ先

大阪府環境審議会水質部会事務局
(大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 環境計画グループ)
電話 06-6210-9577(ダイヤルイン)
ファクシミリ 06-6210-9575

このページの作成所属

[環境農林水産部 環境管理室環境保全課 環境計画グループ](#)

[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

ここまで本文です。

- ・ [お問合せ](#)
- ・ [ユニバーサルデザインについて](#)
- ・ [個人情報の取り扱いについて](#)
- ・ [このサイトのご利用について](#)

大阪府
本庁
〒540-8570
大阪市中央区大手前2丁目
(代表電話)06-6941-0351
咲洲庁舎
〒559-8555
大阪市住之江区南港北1-14-16
(代表電話)06-6941-0351

[大阪府庁への行き方](#)

© Copyright 2003-2016 Osaka Prefecture, All rights reserved.

河川水質環境基準に係る類型指定（案）について

1. 目的及び経緯

- 河川水質環境基準については、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量（BOD）等と水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられている。この類型は、水域ごとに都道府県知事が指定（県際水域は国が指定）することとされ、また、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化に応じて適宜見直すこととされている。
- 大阪府においては、平成21年6月に類型指定の見直しを行い、見直した類型に基づく評価を平成22年度に開始してから5年が経過していることから、より一層の水質保全を図るため、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化を踏まえて、このほど見直しを行うものである。

2. 類型指定の基本的な考え方

今回の類型指定の見直しに当たっては、次の(1)、(2)に示す基本的な考え方に基づき、過去6年間の毎月の水質の状況や河川の利用形態、流域のBOD汚濁負荷量などの情報を整理して河川水域ごとに検討した。

(1) BOD等5項目に係る類型指定

- ①検討する項目：河川の代表的な汚濁指標であるBODの状況に主眼を置く。
- ②各水系で目指すべき類型：各水系の特性を考慮し次のとおり設定する。

表1 各水系で目指すべき類型

水系	目指すべき類型	
淀川水系	B類型以上を目指す	
神崎川水系	神崎川の支川	B類型以上を目指す
	猪名川上流の支川	全て既にA類型に指定されている
寝屋川水系	C類型以上を目指す	
大阪市内河川	B類型を目指す	
大和川水系	石川とその支川	B類型以上を目指す
	西除川、東除川	C類型以上を目指す
泉州諸河川	樫井川以北の河川	上流部及び支川はB類型以上を目指す
	男里川以南の河川	全て既にA類型に指定されている

(2) 水生生物の保全に関する3項目に係る類型指定

- ①冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、以下の条件を総合的に考慮し、「生物A」に指定する。
 - ・上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。
 - ・BODがA類型の環境基準に十分に適合していること。
 - ・冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること。
 - ・冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。
- ② ①以外の水域で、BOD等5項目に係る指定類型がC類型以上となる水域を「生物B」に指定する。

3. 類型指定（案）

基本的な考え方に基づき検討した結果、類型指定は、表2に示すとおり見直すことが適当である。
 なお、③に示す安威川下流(1)及び安威川下流(2)については、現在いずれもA類型（生物B類型）に指定しており、水質や利水状況等に差がないことから、類型範囲をひとつに統合することが適当である。

表2 河川水質環境基準に係る類型指定（案）

①<新規指定> 1河川水域を新たに類型指定する。

水系	河川水域名	範囲	類型指定案	
			BOD等5項目	水生生物項目
神崎川水系	天竺川	全域	Bイ	生物Bイ

②<上位類型への改定> 8河川水域について、BOD等5項目の類型をより上位の類型に改定する。このうち、D類型からC類型へ改定する恩智川、大津川下流については、新たに水生生物類型を指定する。

水系	河川水域名	範囲	類型改定案	
			BOD等5項目	水生生物項目
淀川水系	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	AイからAAイへ改定	生物Aイ（改定なし）
神崎川水系	箕面川(1)	箕面市取水口より上流	AイからAAイへ改定	生物Aイ（改定なし）
寝屋川水系	寝屋川(1)	住道大橋より上流	CイからBイへ改定	生物Bロ（改定なし）
	恩智川	全域	DイからCロへ改定	生物Bロ
大和川水系	石見川	全域	AイからAAイへ改定	生物Aイ（改定なし）
	天見川	全域	BイからAイへ改定	生物Bイ（改定なし）
	佐備川	全域	CイからBイへ改定	生物Bイ（改定なし）
泉州諸河川	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	DイからCイへ改定	生物Bイ

③<類型範囲の統合> 神崎川水系の安威川下流(1)と安威川下流(2)は、類型範囲を統合する。

	河川水域名	範囲	BOD等5項目の類型	水生生物項目の類型
現行	安威川下流(1)	茨木市取水口から戸伏まで	Aイ	生物Bイ
	安威川下流(2)	戸伏から大正川合流点まで	Aイ	生物Bイ
統合案	(仮称)安威川下流	茨木市取水口から大正川合流点まで	Aイ（改定なし）	生物Bイ（改定なし）

この見直しを行うことにより、類型別の河川水域数は表3に示すとおりとなる。

表3 類型別の指定水域数

①<BOD等5項目>

類型	現行	指定・改定案
AA	0	3
A	29	26
B	27	29
C	8	8
D	13	11
E	4	4
全類型	81	81

②<水生生物の保全等に関する3項目>

類型	現行	指定・改定案
生物A	9	9
生物B	54	56
全類型	63	65

※生物特A、生物特Bの指定水域なし

現在の類型指定の状況及び生活環境の保全に関する環境基準（河川）

1. 現在の類型指定の状況

区分	河川水域名	範囲	現在の類型	
			BOD等	水生生物の保全
淀川水系	淀川下流(1)	宇治川合流点から長柄堰まで	Bハ	生物Bイ
	淀川下流(2)	長柄堰より下流	Cイ	生物Bイ
	船橋川	全域	Bハ	生物Bイ
	穂谷川	全域	Bハ	生物Bイ
	榎尾川	全域	Bイ	生物Bイ
	天野川	奈良県界より下流	Bハ	生物Bイ
	芥川(1)	京都府界から塚脇橋まで	Aイ	生物Aイ
	芥川(2)	塚脇橋より下流	Aイ	生物Bイ
	水無瀬川	全域	Aイ	生物Aイ
	神崎川	安威川、猪名川を除く神崎川	Bロ	生物Bイ
神崎川水系	安威川上流	茨木市取水口より上流	Aイ	生物Aイ
	安威川下流(1)	茨木市取水口から戸伏まで	Aイ	生物Bイ
	安威川下流(2)	戸伏から大正川合流点まで	Aイ	生物Bイ
	安威川下流(3)	大正川合流点より下流	Bロ	生物Bイ
	佐保川及び茨木川	全域	Aイ	生物Bイ
	大正川	全域	Aイ	生物Bイ
	勝尾寺川	全域	Aロ	生物Bイ
	猪名川上流	箕面川合流点より上流	Aイ	生物Bイ
	猪名川下流(2)	深川分岐点から深川合流点まで	Dイ	—
	箕面川(1)	箕面市取水口より上流	Aイ	生物Aイ
	箕面川(2)	箕面市取水口から兵庫県界まで	Aイ	生物Bイ
	余野川	全域	Aイ	生物Aイ
	千里川	全域	Aイ	生物Bイ
	田尻川	兵庫県界より上流	Aイ	生物Aイ
	一庫・大路次川	京都府界から兵庫県界まで	Aイ	生物Aイ
	山辺川	全域	Aイ	生物Aイ
	寝屋川水系	寝屋川(1)	住道大橋より上流	Cイ
寝屋川(2)		住道大橋より下流	Dロ	—
恩智川		全域	Dイ	—
古川		全域	Dロ	—
第二寝屋川		全域	Dイ	—
平野川分水路		全域	Dイ	—
大和川水系	大川	大川全域及び城北川全域	Bイ	生物Bイ
	堂島川	全域	Bイ	生物Bイ
	土佐堀川	全域	Cイ	生物Bイ
	道頓堀川	全域	Bイ	生物Bイ
	正蓮寺川	全域	Bイ	生物Bイ
	六軒家川	全域	Bイ	生物Bイ
	安治川	全域	Bイ	生物Bイ
	尻無川	全域	Bイ	生物Bイ
	木津川	全域	Bイ	生物Bイ
	木津川運河	全域	Bイ	生物Bイ
	住吉川	全域	Bロ	生物Bイ
	東横堀川	全域	Bイ	生物Bイ
	大和川水系	石川	全域	Bイ
千早川		全域	Aイ	生物Bイ
天見川		全域	Bイ	生物Bイ
石見川		全域	Aイ	生物Aイ
飛鳥川		全域	Cロ	生物Bイ
梅川		全域	Aイ	生物Bイ
佐備川		全域	Cイ	生物Bイ
大和中流		桜井市初瀬取水口から浅香山まで	Cハ	生物Bイ
大和川下流		浅香山から下流	Dハ	—
東除川		全域	Cロ	生物Bロ
泉州諸河川	西除川(1)	狭山池流出端より上流	Bロ	生物Bイ
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	Dロ	—
	石津川	全域	Dイ	—
	和田川	全域	Cロ	生物Bイ
	大津川上流	泉大津市高津取水口より上流	Bロ	生物Bイ
	大津川下流	泉大津市高津取水口より下流	Dイ	—
	牛滝川	全域	Bロ	生物Bイ
	松尾川	全域	Bハ	生物Bイ
	横尾川	全域	Bイ	生物Bイ
	父鬼川	全域	Aイ	生物Bイ
	春木川	全域	Dイ	—
	津田川	全域	Eイ	—
	近木川上流	相谷川合流点より上流	Bイ	生物Bイ
	近木川下流	相谷川合流点より下流	Dイ	—
	見出川	全域	Eイ	—
	佐野川	全域	Eイ	—
	櫻井川上流	兎田橋より上流	Bイ	生物Bイ
	櫻井川下流	兎田橋より下流	Eイ	—
	男里川	全域	Aイ	生物Bロ
金熊寺川	全域	Aイ	生物Bイ	
菟砥川	全域	Aイ	生物Bイ	
山中川	全域	Aイ	生物Bイ	
番川	全域	Aイ	生物Bイ	
大川	全域	Aイ	生物Bイ	
東川	全域	Aイ	生物Bイ	
西川	全域	Aイ	生物Bイ	



注1：網掛けは国が類型指定を行う水域を示す。
 注2：「-」は類型指定がされていないことを表す。
 注3：達成期間の分類は次のとおり
 イ：直ちに達成
 ロ：5年以内に可及的速やかに達成
 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

2. 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

(1) BOD等5項目

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

(評価方法)
 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
 3 類型指定された水域におけるBODの環境基準達成状況の年間評価については、当該水域の環境基準点において、日間平均値の75%値が当該水域が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。複数の環境基準点をもつ水域においては、当該水域内のすべての環境基準点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。
 (注)
 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 水生生物の保全に関する3項目

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A、又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(評価方法)
 基準値は、年間平均値とする。